

長崎県訪問介護人材確保事業
(ベテラン職員との同行訪問 (OJT 研修) 補助) 募集説明資料 (R7)

1. 事業概要

県は、訪問介護人材の確保を目的として、**訪問介護員**を採用し、育成を行う県内の訪問介護事業所に対し、補助金の交付を行う。

2. 補助対象者

訪問介護員を採用する県内訪問介護事業所

3. 補助対象経費

採用 (もしくは介護職員初任者研修修了) から3か月以内の訪問介護員に対し、同行訪問による OJT 研修を行う際の人件費

4. 補助金額算出方法

①補助単価 (1回あたり 3,870 円) に同行訪問回数と補助率 (1/2) を乗じて得た額
又は②補助基準額 (130,000 円) に補助率 (1/2) を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内とする。当該算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

<計算例1> 1名採用し、累計10回同行訪問を実施した場合

① 1名×3,870円×10回×1/2=19,350円 端数切り捨てて19,000円

② 1名×130,000円×1/2=65,000円

→①<②なので①を採用し19,000円補助

<計算例2> 1名採用し、累計40回同行訪問を実施した場合

① 1名×3,870円×40回×1/2=77,400円 端数切り捨てて77,000円

② 1名×130,000円×1/2=65,000円

→①>②なので②を採用し65,000円補助

<計算例3> 2名採用し、1名あたり累計30回同行訪問を実施した場合

① 2名×3,870円×30回×1/2=116,100円 端数切り捨てて116,000円

② 2名×130,000円×1/2=130,000円

→①<②なので①を採用し116,000円補助

5. 補助申請方法

以下の宛先に必要書類を郵送する

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

<申請手順> ※ (1) から順に行う

申請者	長崎県
(1) 交付申請	(2) 交付決定
同行訪問実施	
※申請内容に変更が生じた場合 (3) 変更交付申請	※変更申請があった場合 (4) 変更承認
同行訪問完了後 (5) 実績報告	(6) 検査 (原則、書面のみ)
—	(7) 交付額の確定
(8) 請求書の提出	(9) 補助金の交付

※長崎県から交付決定されてから同行訪問を実施してください。

※採用後3か月以内に実施される同行訪問のみを補助対象とします。3か月を超える部分については補助対象外とします。

※実績報告は同行訪問完了の日から起算して30日を経過した日又は、令和7年4月10日のいずれか早い日を期限とします。

<必要書類>

(1) 交付申請

- ①交付申請書
- ②経費所要額調 (別紙1-1)
- ③事業計画書 (別紙2-1)
- ④収支予算書 (別紙3-1)
- ⑤暴力団排除に係る誓約書 (別紙4)

(3) 変更交付申請 ※該当がある場合のみ

- ①変更申請書
- ②経費所要額調書 (別紙1-1-2)
- ③変更事業計画書 (別紙2-2)
- ④変更収支予算書 (別紙3-2)

(5) 実績報告

- ①実績報告書

②経費所要額精算書（別紙1-2）

③事業実績報告書（別紙5）

④収支決算書（別紙6）

（6）請求書の提出

①請求書

7. 交付申請期限

採用もしくは介護職員初任者研修修了日翌日を起算日として3か月以内

【お問い合わせ先】

長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL：095-895-2440 FAX:095-895-2576

E-mail：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp